

こどもの居場所づくりに関する指針

解説書

目次



【イバシヨ】

「居場所づくり」キャラクター

はじめに【p. 3】

1. 解説書の目的
2. 解説書の読み方
3. 解説書各章の概要と想定される使い方

第1章 なぜ「こどもの居場所づくり」が重要なのか【p. 6】

1. 居場所によって、子ども・若者の将来にわたる幸福の実現を目指す
2. 現代における居場所の重要性

第2章 こどもの居場所づくりとはどういった取組か【p. 12】

1. 居場所と居場所づくりのギャップを乗り越える
2. こどもの声を聴くということ～居たい・行きたい・やってみいたい～
3. 地域全体で支える～ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる～

第3章 こどもの居場所づくりを進めるために具体的にできること【p. 22】

1. 子ども・若者にできること
2. 地域のおとなにできること
3. 居場所づくりの実践者にできること
4. 自治体職員にできること

第4章 未来へ向けた取組【p. 36】

1. 主体的に居場所・地域をつくる
2. 居場所づくりに取り組み続ける

はじめに・この解説書の使い方

1. 解説書の目的

本解説書は、「こどもの居場所づくりに関する指針」(以下、「指針」という。)の内容を、こども・若者の生活に反映させていくため、具体的にどのような取組が必要かについて、分かりやすく解説することを目的として作成されたものです。指針では、「こども」という単語は「青年期」(おおむね18歳以降から30歳未満)まで含みこむものとして明記されていて、非常に幅広い年齢層の「こども」にとって居場所が必要であることに言及しています。ただし、一般的に「こども」という単語でイメージされるだろう年齢と、こうした言葉の使い方が合致しない場合もあるため、この解説書では固有名詞等を除き、基本的に「こども・若者」と表記し、幅広い年齢層のこども・若者が対象となっていることを表現しています。

こども・若者の居場所づくりについては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の設立～」(2021年12月21日閣議決定)においても指摘されており、こども家庭庁設立以前から重要な施策として位置づけられてきました。一方で、実態として、そもそもこども・若者の居場所づくりとはどういった取組で、どのように推進するものなのかについては、なかなか共通理解は得られていませんでした。例えば「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」(2023年3月)では、こども・若者の居場所を網羅的に整理する要素について統一見解を見出しにくいとされています。一方で、この報告書では、関連文献等の整理を通じ、こども・若者の居場所に求められる要素についてまとめており、指針は、こうした整理を踏まえつつ、国として「こどもの居場所」をどのように捉えているのか、またこども・若者の居場所づくりを推進していくために、誰がどのように取り組んでいくことが大切と考えているかを示したものとなっています。

また、指針では、地域全体で多様なこども・若者の居場所を設けていくためには、国や地方自治体の取組だけでなく、こども・若者自身や地域住民を含めた多くの人のご理解・ご協力が必要であることを示しています。現時点で、自分ではこども・若者の居場所づくりに関わる取組をしていないと思っても、意図せずこども・若者の居場所となっている(「結果としての居場所」)場合や、他の居場所づくりの取組の支え手となっている可能性もあります。様々な人が、それぞれの役割を自覚しつつ、地域の特性に応じた居場所づくりを進めていくことが必要です。

さらに、居場所づくりには、こども・若者の視点も重要です。指針では、こども・若者の居場所になるかどうかは、こども・若者本人がそこを居場所と感じる

かどうかによって決まるとされています。つまり、指針に基づいてこども・若者の居場所づくりに関する取組が行われたとしても、それが意味のあるものになっていくかどうかはこども・若者の主観次第であるということです。

このように、居場所づくりに当たっては留意すべき事項が多くあり、それらは指針に示されていますが、そのポイントを、居場所づくりを実施していく観点から再構成して、図表等も交えながら、ご紹介しているのが本解説書です。指針本文は読みにくいという人も、ぜひ本解説書をご一読いただき、こどもの居場所づくりを進めるために何ができるかを考えるきっかけとしていただければ幸いです。

2. 解説書の読み方

この解説書の各項目は、主に解説文と【指針本文をチェック！】で構成されています。その他、適宜、参考情報や先進事例等を掲載しています。解説文は各項目に沿って指針の内容をまとめたものになっているので、まず解説文からお読みください。

また、その解説文に関わる内容が、指針本文のどこに掲載されているかを示したものが【指針本文をチェック！】になります。解説文はあくまでもわかりやすくまとめたものであり、省略している内容もあるため、さらに詳しく知りたいという場合は、指針本文をご参照ください。

紹介している先進事例は、2023 年度及び 2024 年度にこども家庭庁が実施した「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を活用し、実際にこどもの居場所づくりの取組を行った全国の事例から選出したものです。「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の概要については、【参考情報：居場所づくりを推進するための予算事業（33 ページ）】でご紹介しているので、こちらも併せてご確認ください。

3. 解説書各章の概要と想定される使い方

この解説書は、4つの章によって構成されています。各章の概要と想定される使い方は以下のとおりです。

➤ 第1章 なぜ「こどもの居場所づくり」が重要なのか

こどもの居場所づくりに取り組むにあたり、その重要性・必要性についてまとめています。特に、こどもの居場所づくりの重要性を経験則から感じているがうまく言語化できていない人や、地域や組織の中で周囲の人に居場所づくりの重要性を伝えたいがどのように伝えれば良いかわからないという人に、考えをまとめるきっかけとして活用していただくことを想

定しています。

➤ 第2章 こどもの居場所づくりとはどういった取組か

「居場所」や「居場所づくり」という言葉の定義を踏まえ、こどもの居場所づくりをどのように進めれば良いのかについて、理念的な枠組みを確認します。居場所づくりに関心を持ったけれど、そもそもどういった活動のことなのかまだイメージが湧かないという人などに、居場所づくりの基礎的な位置づけを知るきっかけとして活用していただくことを想定しています。

➤ 第3章 こどもの居場所づくりを進めるために具体的にできること

こどもの居場所づくりについて、具体的に何ができるのか、取組の例を紹介しています。居場所づくりの取組に正解はなく、マニュアル化はできませんが、関心はあるけれど何から取り組めば良いのかわからないという人や、すでに取り組んでいるがさらに改善していきたいという人に、ご活用いただくことを想定しています。

また、この章は対象別に「こども・若者にできること」「地域のおとなにできること」「居場所づくりの実践者にできること」「自治体職員にできること」の4節によって構成されています。まずは自分に当てはまると思われる節からお読みください。

➤ 第4章 未来へ向けた取組

こども・若者の多種多様な居場所のある地域社会を目指し、居場所づくりの取組を継続的・主体的に進めていくことの重要性について記載しています。さらに活動を発展させる際や、これから関わろうとする際のイメージづくりにご活用ください。

第1章

なぜ「こどもの居場所づくり」が重要なのか

1. 居場所によって、こども・若者の将来にわたる幸福の実現を目指す
2. 現代における居場所の重要性

1. 居場所によって、子ども・若者の将来にわたる幸福の実現を目指す

指針は、子どもの居場所づくりに国をあげて取り組もうと呼びかけるものです。これまでも地域社会において多くの方が子どもの居場所づくりに取り組んでいただきましたが、指針ができたことで子どもの居場所づくりが施策として位置づけられました。

施策として子どもの居場所づくりに取り組む目的は、まず何よりも全ての子ども・若者が将来にわたって幸福でいられるようにすることにあります。安全・安心に過ごすことのできる居場所があることは、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、居場所で多様な体験をすること等を通し、社会で生き抜くための様々な力を獲得していくことにもつながります（【参考情報：居場所は1つで良い？】参照）。また、子ども・若者の居場所や居場所をつくる活動が地域における交流の機会を新たにつくる場合もある等、子どもの居場所づくりの取組はそもそも子ども・若者にだけでなく、その地域のおとなをはじめとする多世代にとっても大きな意味を持つものです。子ども・若者も、地域のおとなも、みんなが笑顔でいられる地域をつくっていくという観点からも、子どもの居場所づくりは重要です。

指針では、こうした目的に向けて、まず何よりも全ての子ども・若者が、本人の特性やニーズの多様性、また日々の生活環境の変化や自分自身の成長発達等に応じて、切れ目なく居場所を見つけることができるようにすることを目指すことが明記されています。全ての子ども・若者が切れ目なく居場所を見つけられるようにすること、これがまず何よりも目指す方向性であり、そのためには、居場所づくりの取組の関係者や地方公共団体職員だけでなく、学校教員や地域住民の方々等、できるだけ幅広かつ多くの人々が、指針の内容を理解し、自分の出来ることから少しずつでも取組を進めていくことが重要であると考えています。

【指針本文をチェック！】

- 第1章 3 子ども居場所づくりを通じて目指したい未来
子ども基本法等に触れながら、子どもの居場所づくりが目指す理念とは何か記載されています。「将来にわたって幸せな状態」を目指すこと等が示されています。
- 第2章 2 子ども居場所の特徴
子どもの居場所の特徴として、「地域づくりにつながるものであること」に言及されており、その中で担い手にとってもその場が居場所になり得ることや、地域住民の交流機会にもなり得ること等に触れられています。

➤ 第2章 3 こどもの居場所づくりとは

こどもの居場所づくりとは何かについて、指針内での定義を示しています。多様なニーズや特性を持つ子ども・若者が、切れ目なく居場所を見つけることができるようにすることを目指すと記載されています。

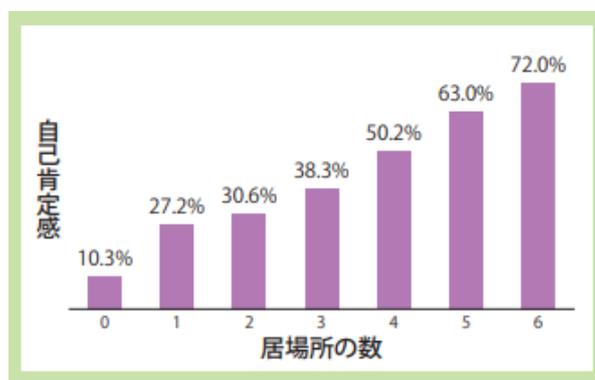
➤ 第2章 4 本指針の性質等

指針の位置づけとして、直接こどもの居場所づくりに関わっている人だけでなく、地域住民を含め多くの人に指針の内容を把握して欲しいことが記載されています。また、「子ども」を年齢で区切るものではないこと等、指針全体に関わる言葉の定義等もここで触れられています。

【参考情報：居場所は1つで良い？】

居場所は1つで良いでしょうか？必ずしもそうではありません。

居場所を複数持っているほど、自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等について聞いた際に、よりポジティブに答えてくれるようになるという報告があります。将来にわたる幸福に向けて子ども・若者自身が主体的に動けるようになっていくために、多種多様な居場所がある環境が望ましいといえます。



(出典) 内閣府「子供・若者白書（令和4年版）」（2022年6月）より抜粋



2. 現代における居場所の重要性

こどもの居場所づくりの位置づけは、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（2021年12月21日閣議決定）や、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（2023年3月）等、主に2020年代において議論されてきました。なぜ、近年になってこどもの居場所づくりが論点になってきたのでしょうか。

この背景には、社会構造や経済構造の変化によって、こども・若者が居場所を持ちにくい状況になっていることがあります。その理由として、以下の3点があげられます。

- ① 地域コミュニティが変化し、空き地や路地裏、近所の駄菓子屋など、以前は特に意図せずともこどもの居場所となり得ていた場や関係性（結果としての居場所）が減少していること。（【参考情報：こども・若者を取り巻く環境の変化】参照）
- ② 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺するこども・若者の数の増加など、こども・若者を取り巻く環境が一層厳しさを増し、課題が複雑かつ複合化していること。また特にそうした厳しい状況下にいるこども・若者ほど居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられること。
- ③ 価値観の多様化や文化の広がりに伴い、こども・若者のニーズも多様化しているため、それらに応じた多様な居場所が求められるようになっていること。

居場所はいつの時代も必要とされますが、現代は特にこども・若者にとって居場所を見つけることが困難な環境になっています。だからこそ、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設けていく必要があります。

【指針本文をチェック！】

➤ 第1章 1 策定までの経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」や「こどもの居場所づくりに関する調査研究」について等、指針が策定されるまでの経緯を紹介しています。

➤ 第1章 2 こどもの居場所づくりが求められる背景

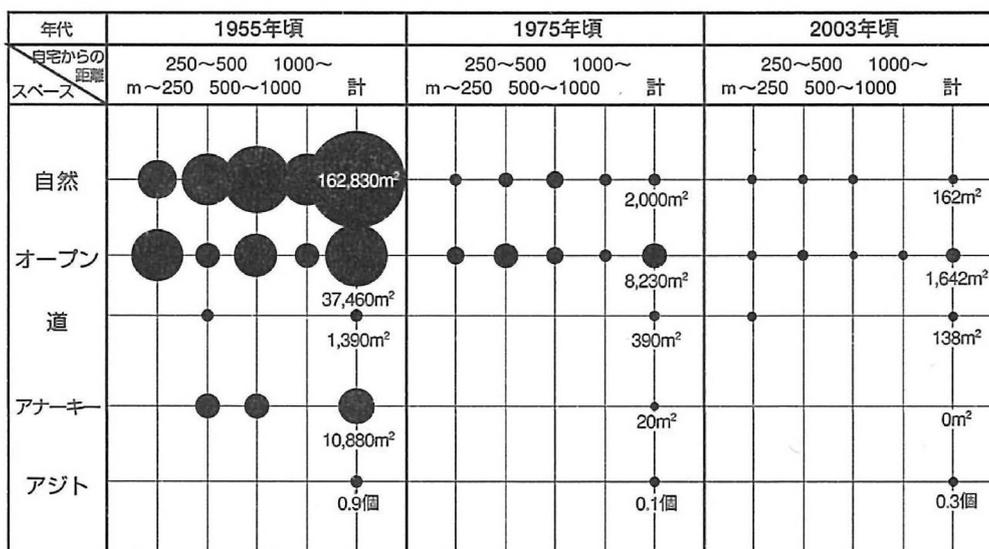
現代においてこどもの居場所づくりが求められるようになった、社会構造や経済構造の変化について説明しています。また、特に直近の社会の変化として、新型コロナウイルス感染症の影響等にも言及しています。

➤ 第3章 4 (3) どんなこどももつながりやすい居場所づくり

複合的な困難を抱えたこども・若者にとって居場所が果たし得る役割について言及し、そうしたこども・若者こそ、本来は居場所につながる必要が高いことを指摘しています。

【参考情報：こども・若者を取り巻く環境の変化】

下図は、神奈川県横浜市におけるあそび空間の量の変化を示したのですが、こどもたちが自由に遊ぶことのできる空間が急激に減少していることを示しています。こども・若者を取り巻く地域コミュニティの変化により、こどもたちの居場所になり得る空間が減少してきたことがうかがえます。



(出典) 内閣府「青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談」
(平成19年12月3日) 第1回仙田満氏説明資料より



【事例紹介】

一般社団法人にじーず

LGBTの子ども・若者のオンラインでの居場所

【この事例の詳細はこちら】
<https://24zzz-lgbt.com/blog/v24zzz/>



事業目的

若年層のLGBTは学校でも家庭でも本当の自分を表現できず、不安や孤立を抱えてしまう事例が少なくない。しかしながら現状では安心して集まれる居場所は都市部に集中しており、地方在住の場合にはアクセスが難しいことから、**居住地の地域性を問わないメタバース空間を使用することで地域格差を減らせる**と考えた。

事業概要

2023年12月までは、どのような空間設計や運用がLGBTの若年層にとって安全かつ快適であるかを模索するため、若年当事者を交えた**トライアル開催を4回**行いプログラムを構築した。2024年1月～3月は公開イベントとして計3回の居場所を行い、のべ16名の参加を得た。利用登録者には地方在住者もいたが、対面の居場所よりもメタバース利用を好む都内在住者もいた。メタバースではアバターで参加でき、声の変更やチャット参加もできるため、外見や声の印象から性別を決めつけられる不安がなく参加できるとの感想を得た。



活動の成果

事業を開始するにあたり、LGBTの若年層に向けたメタバース空間上での交流の先例がないか日本語および英語で検索を行ったが、先行事例を見つけることができなかった。そのため、**LGBT向けのメタバースの安全かつ快適性の高い居場所の運営手法を確立すること自体が、おそらくは世界で前例のない取り組み**であり、社会的に意義のあることだったと考える。2025年時点で月2回、多い時で10人を超える利用があり事業として定着していることから、**既存の対面サービスが利用できなかった人に居場所を提供できている実感がある。**

実施時のポイント

本事業は岡山大学の長谷井嬢准教授の協力を得ながら開催した。長谷井氏は長期入院を経験している骨肉腫の子どもたちどうしをメタバースで繋ぎ、孤立を防ぐ取り組みを行っており、**メタバース上での空間設計に詳しく、当団体が事業を組み立てる上でたくさんの有益な助言をいただいた。**

担当者の声

「**仮想空間内だけでも自認する性別のアバターでいられるのはとても良い。メタバースの最大の長所だと思います**」
 「メタバース空間で遊ぶのは初めてでしたが、人と会っているような温かみがあって、とても楽しかったです」などの感想があり、**若者にとって楽しみながら参加できる点がメタバースの利点だと改めて感じました。**

神奈川県横浜市

小児緩和ケア普及啓発事業

【この事例の詳細はこちら】
<https://childrenshospice.yokohama/index.html>
 (認定NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクト)



事業目的

医療技術の進展に伴い、小児がんなどの病気に関わる病気で治療・療養中心の生活を送る子どもが増えている。病気であっても子どもは**日々成長し子どもらしい「遊び」や「学び」を必要としており、コミュニティ型こどもホスピス「横浜こどもホスピス〜うみとそらのうち」設立・運営を行う法人を支援することで、いのちに関わる病気を抱えながら治療中心の生活を送る子どもの生活の質の向上に寄与する。**

事業概要

- 令和5年11月23日に、「地域における小児緩和ケア」を題材に、小児科の医師や緩和ケアの看護師等有識者等を講師に招き、**医療従事者向けの小児緩和ケアに関する普及啓発のシンポジウム**を開催。第一部で講演会、第二部でパネルディスカッションを実施した。
- 横浜こどもホスピスプロジェクトの公式WebサイトやSNSを活用しての広報、イベントのオンライン受付システムを利用して、参加者を募った。講演会の様子は動画撮影および編集を行い、後日にオンデマンドで配信した。総計95名（現地37名、オンデマンド58名）参加。



活動の成果

質疑応答およびパネルディスカッションでは、会場の参加者からも、病気や障害とともにある子どもが、自分らしく生きていると感じられるような過ごし方を選べるように、医療従事者として何が出来るのか。また、地域でどのような協働ができるのか、積極的な質問や意見交換がみられ、**地域における小児緩和ケアの啓発に寄与した**と考えている。

実施時のポイント

本市では、**こどもホスピスを小児医療支援の一部に位置づけ、市内に設立するための支援**を行い、令和3年11月に国内で2例目となる**地域コミュニティ型こどもホスピス「横浜こどもホスピス〜うみとそらのうち」**が開所した。現在も法人への市有地の無償貸付、運営費の一部補助と関係機関や地域との調整などの支援を実施している。

担当者の声

本市の取り組みが、法人の活動を後押ししていくことで、「**第二の我が家**」となる**こどもホスピス設立の動きや小児緩和ケアの啓発につながってほしい**と考えています。

第2章

こどもの居場所づくりとはどういった取組か

1. 居場所と居場所づくりのギャップを乗り越える
2. こどもの声を聴くということ～居たい・行きたい・やってみたい～
3. 地域全体で支える～ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる～

1. 居場所と居場所づくりのギャップを乗り越える

「居場所」という単語からは物理的・空間的な場所がイメージされがちですが、居場所にはそうした空間だけでなく、オンライン空間や、好きな遊びや体験活動をしている時間、信頼できる他者とのつながり等も含まれます。すなわち、子ども・若者が過ごすあらゆる場所、時間、人との関係性が居場所になり得ます。居場所になるか否かは、子ども・若者本人の主観（そこを居場所と思えるかどうか）によって決まるものであり、指針では「こうした多様な場が子どもの居場所になるかどうかは、一義的には、子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である」とされています。

これに対し、多くの「子どもの居場所づくり」は、おとなをはじめとする第三者が担い手となって進められます。居場所づくりの担い手は、子ども・若者にどういった場を提供したいのか、その場に来ることによって子ども・若者にどうなって欲しいのか等、しばしば取組に対する強い思いを持ちますが、こうした担い手の思いと、子ども・若者が居場所だと思える場や関係性のあり方の間に、ギャップが生じることが少なくありません。

また、子どもにとってその場所が居場所と感じられるかどうか、そもそも変化しやすいものであることにも気をつけなければなりません。昨日まで居場所だと思っていた場所が、次の日には居場所と思えなくなっていることもあります。居場所と居場所づくりのギャップも、一度乗り越えたと思えた場合でも、またギャップが生じてくることもあります。

こうしたギャップを乗り越えるためには、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴くことを通して、子ども・若者が居場所と感じるために何が必要なのかを考えながら、居場所づくりの取組を進めることが重要となります（【参考情報：居場所づくりの取組に子ども・若者が求めること】参照）。

【指針本文をチェック！】

➤ 第2章 1 子ども居場所とは

「子どもの居場所」は、物理的な場だけではないこと、子ども・若者の主観によるものであること等、指針における「子どもの居場所」の定義について記載されています。

➤ 第2章 2 子ども居場所の特徴

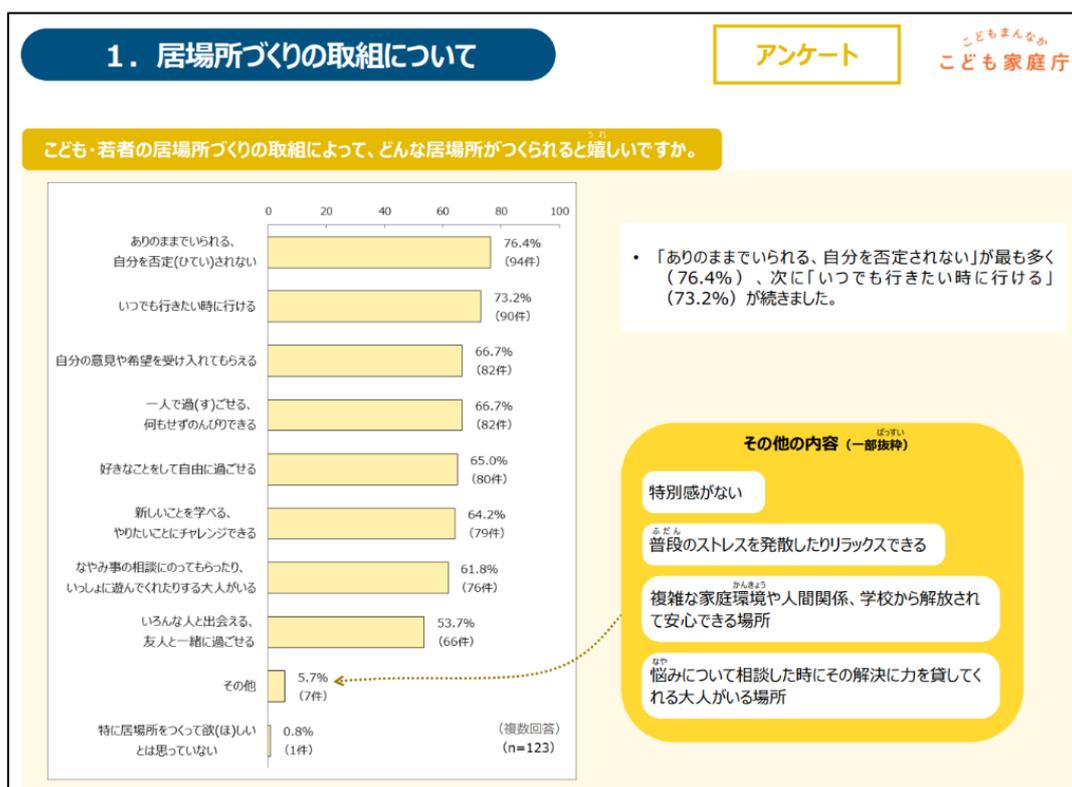
子どもの居場所の特徴として、「個人的であり、変化しやすいものであること」をはじめ、7つの項目に言及しています。

➤ 第2章 3 こどもの居場所づくりとは

指針における「こどもの居場所づくり」の定義について触れるとともに、「こどもの居場所」との間に隔たり（ギャップ）が生じ得ること等に言及しています。また、居場所づくりとして目指す方向についても、潜在化したものも含めニーズを把握することや、こども・若者一人一人の特性に配慮した居場所づくりの重要性に触れています。

【参考情報：居場所づくりの取組にこども・若者が求めること】

こども・若者自身に「どんな居場所がつくられると嬉しいですか」と複数回答で尋ねたところ、「ありのままでいられる、自分を否定されない」という回答が最も多く、「いつでも行きたい時に行ける」「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」などが続きます。多くのこども・若者にとって、自分があるのまま受け入れられているという感覚が重要であることがうかがえます。



(出典) いけんひろば「こども・若者の居場所づくりの取組について、どんな伝え方をすれば良いと思いますか？」(2024年9月開催) 報告資料より抜粋

2. こどもの声を聴くということ～居たい・行きたい・やってみたい～

「居場所」と「居場所づくり」のギャップを埋めるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴くことが重要です。こども・若者の声を軸に居場所を捉えるために必要な視点として、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」では「居たい」「行きたい」「やってみたい」が挙げられています。居場所づくりに取り組むにあたっては、その場や対象が、こども・若者本人が「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思うようなものとしていくことが重要です。ただし、どのような場所に「居たい」「行きたい」「やってみたい」と感じるかは、こども・若者一人一人が異なり、例えば「一人で過ごせること」と「他者とコミュニケーションがとれること」のように、相互に矛盾する意見も出てくることもあり得るため、多様な場から選択できる環境を整備することが必要です。



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうかが等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理した。** *こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”	“行きたい”	“やってみたい”
<ul style="list-style-type: none"> ■ 居ることの意味を問われないこと ■ 信頼できる人、味方になってくれる人がいること ■ 過ごし方を選べること ■ ありのまま、素のままですらられること ■ 誰かとつながれること ■ 気の合う人がいること ■ 安心・安全な場であること ■ くつろげる環境が整っていること ■ 居たいだけ居られること ■ 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること ■ 誰かとコミュニケーションできること ■ 話を聴いてくれること ■ 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること ■ 一人で居ても気にならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分を受け入れてくれる誰かがいること ■ 身近にあること ■ 気軽に行ける、一人でも行けること ■ お金がかからずに行けること ■ 誰でも行けること ■ 行くきっかけがあること <small>(必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わる)</small> ■ 自分と同じ境遇や立場の人がいること ■ いつでも行けること <small>(こども・若者自身が居場所に行く時間を選べる)</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いろんな人と出会うこと ■ 好きなこと、やりたいことができること ■ 自分の意見を言える、聴いてもらえること <small>(自分の意見が反映される)</small> ■ 一緒に学ぶ人、 学びをサポートしてくれる人がいること ■ いろんな機会があること <small>(興味や希望に沿ったイベントがある)</small> ■ 未来や進路を考えるきっかけがあること ■ あこがれを抱ける人がいること ■ 新しいことを学べること ■ 自分の役割があること

(出典) こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書(概要)より一部抜粋

こども・若者の意見を聴くためには、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりが不可欠であり、そのためにもその場所が、こども・若者自身にとって、誰とどのように過ごす場所になっているかを考える必要があります。特に誰と過ごせるかの部分では、こども・若者同士の関係性はもちろん、居場所づくりの担い手であるおとなとの関係性にも注目しなければなりません。また、困難な状況に置かれたこども・若者をはじめ、特に声を聴かれにくいこども・若者がいることを意識し、十分な配慮を行うことが必要です。

その際、こども・若者の声は全て言葉で表現されるのではなく、表情やジェスチャー、ときには無視や悪態などの攻撃的な態度の中で表現されることもあ

ることにも気をつけなければなりません。こども・若者にとって、自分の思いを整然と説明することは困難なこともあり、表現される思いにも矛盾が生じる場合や、こうした矛盾をこども・若者自身が自覚していない場合もあり得ます。こども・若者の声を「聴く」とは、様々な形で表出されるこども・若者の思いを受け止め、読み解いていくことに他なりません。

【指針本文をチェック！】

- 第3章 2 (1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
こどもの声を聴くとはどういうことかを説明しており、特に声を聴かれないこどもへの配慮の重要性等にも触れています。また、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という3つの視点について紹介しています。
- 第3章 3 (1) 居場所に関する実態把握
こども・若者のニーズを知ることの重要性にふれるとともに、本人が必ずしもニーズを正確に把握していないこともあることを指摘しています。
- 第3章 5 (1) 安全・安心な居場所づくり
どのような場を安全・安心と感じるかはこども・若者によって異なり得るため、威圧的な態度で関わらないようにすること等、安全・安心と感じてもらいやすいようにするための配慮について記載されています。
- 第3章 5 (3) どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくり
こどもの居場所では「どう過ごせるか」だけでなく「誰と過ごせるか」が重要であることを指摘し、大人の関わり方についても記載しています。

【参考情報：こども・若者の権利への視点】

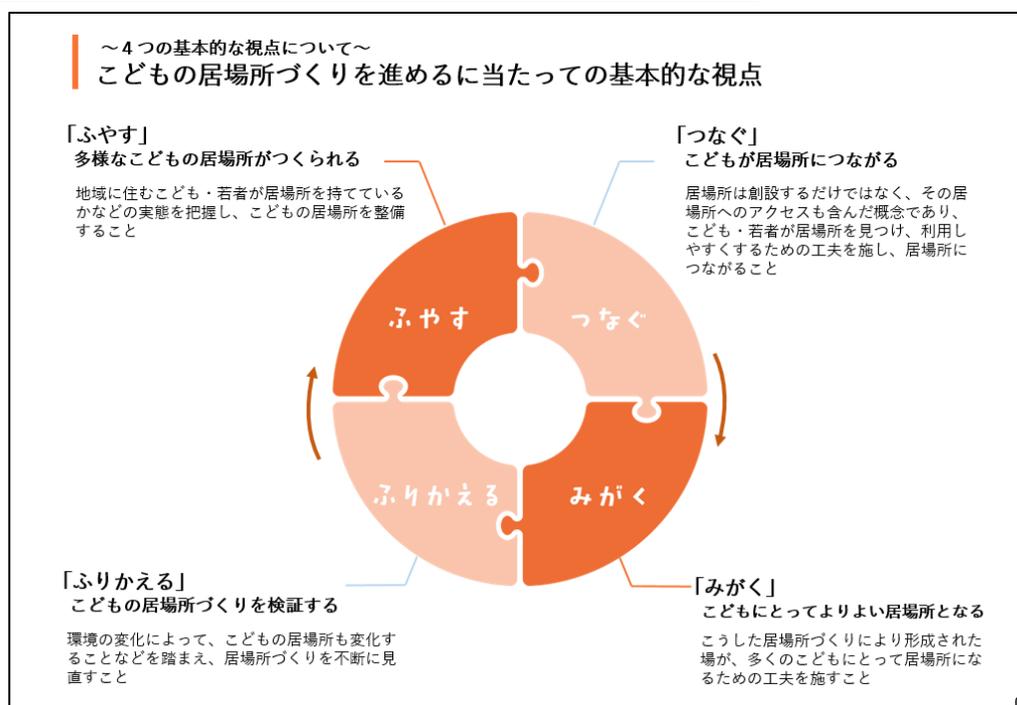
こども・若者の声を聴き、居場所づくりに反映させていく際には、こども・若者の権利が守られるようにすることが前提となります。仮にこども・若者が求めていた場合でも、こども・若者の安全・安心が保障されない場合など、権利が侵害される場になってはいけません。

例えば児童館ガイドラインでは、児童館の役割としてこどもの権利の理解促進に取り組んでいくことに触れられているので、こども・若者の声をどのように反映させれば良いのか、こども・若者の権利を守る取組になっているのか等、もし不安や疑問があったら、地域の児童館等にご相談いただくことも有効です。

3. 地域全体で支える～ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる～

子ども・若者の居場所のあり方は、地域性の影響を大きく受けるものです。例えば古くから住民がいる地域なのか新興住宅街なのか等、その地域の特性によって、子ども・若者がどういった居場所を求めているのかも変わり得ます。このため、子どもの居場所づくりの取組を推進する際には、地域性に配慮し、地域の実態に沿った形で取組を展開することが必要です。

子ども・若者が多様なニーズを持ち、さらにそのニーズも変化するものであることを踏まえ、多種多様な居場所づくりの取組を推進することで、全ての子ども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができる環境を地域全体で実現していくことが必要です。このとき、**【ふやす】【つなぐ】【みがく】【ふりかえる】**の4つの視点に立って取組を進めることが重要です。



多種多様な居場所づくりの取組は、全ての子ども・若者を対象として交流の機会などを設ける「ユニバーサルアプローチ」と、個別のニーズを抱える子ども・若者へのきめ細やかな対応を行う「ターゲットアプローチ」の2つに大別することができます。これらが地域の中に併存し、そのときのニーズに応じて子ども・若者自身がどこに居るかを選ぶことができるよう、環境を整備していくことが必要です。

また、地域で多様に居場所づくりの取組が展開していくためには、地方自治体職員や実践者等の一部の人だけでなく、広く地域住民に関心を持って

らうことが重要です。居場所づくりに関わる地域の資源に関する情報共有や
応援の声かけ等、多様な形の支援を受けながら進めることが求められます。

【指針本文をチェック！】

- 第2章 2 こどもの居場所の特徴
こどもの居場所の特徴の中で、「立地や地域性、技術の進歩などの影響を受けるものであること」とされています。地域の実態を把握し、その地域の実態に即した形で居場所づくりを進めることの重要性が示されています。
- 第2章 3 こどもの居場所づくりとは
こどもの居場所づくりを実施するうえで、ユニバーサルアプローチとターゲットアプローチの2種類が考えられることに触れています。
- 第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点
第3章では「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の各項目について項目を立てて解説し、居場所づくりを進めるための基本的な視点について説明しています。まずは関心のある項目からお読みください。
- 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割
こどもの居場所づくりに関係する、民間団体・機関、教育機関、自治体等の役割について言及している中で、地域住民にも積極的な役割が期待されることに触れられています。



【参考情報：災害時のこどもの居場所について】

※ 調査研究事業の成果を反映

事例紹介：被災したこどもの居場所づくり

特定非営利活動法人日本教育再興連盟

石川県七尾市における 令和6年能登半島地震で被災した子どもの居場所支援事業

【この事例の詳細はこちら】
<https://kyouikusaikou.jp/>



事業目的

令和6年能登半島地震によって被災した地域では、多くの人が住み慣れた地域を離れて生活することになったり、学校や保育所等の再開が遅れたりして、**子どもたちも日常と異なる環境での暮らしを強いられました**。当団体では、地震発生直後から被災地で子ども支援に従事する中で、**中長期的な視点で丁寧に支援を届ける必要性**を生で感じ、本事業への申請に至りました。

事業概要

石川県七尾市において、**子どもが安心して遊んだり学習したりできる居場所拠点を運営し**、保護者が復旧作業等で外出が必要な場合には、**子どもの一時的預かり**も行いました。

子どもたちと直接関わるスタッフは、主に教育に一定の知見を持つ大学生・大学院生が担い、気軽に話せる立場から子どもたちに寄り添いました。また、子どもたちは、**被災してこころからだに不調をきたすリスクが高い状態**にあったため、医療・教育の専門家とも連携し、何かあった際にはメンバー内で情報をすばやく共有することを徹底しました。



活動の成果

事業期間中はほぼ毎日居場所を開放し、被災した子どもたちを10～30名ほど受け入れました。毎日のように通う子どもも多くいたことから、**安心して過ごせる居場所として機能していた**と思われます。

今回、**発災後時間の経過とともに子どもや家庭のニーズが変化していく**ことを改めて目の当たりにし、保護者や学校とコミュニケーションを取り柔軟に居場所の開放時間や受け入れ体制を変えていく必要性を確認しました。災害支援においては、どうしてもリソースが限られますが、今回の経験を元に、活動の形を固定せず、その時々で取りうるベストな形を探っていく重要性を伝えていきたいと思っています。

実施時のポイント

子どもたちが安心して過ごせる場を作ったり、子どものストレス反応など些細な変化を見逃さないためには、**単発の関わりではなく継続的な関係性の構築が必要**です。そのため、可能な限り中長期的に関わるスタッフを採用し、子どもたちの様子を見守る体制を整えるよう努めました。

担当者の声

微力ながら、能登地域の復興に貢献できるよう、引き続き活動を継続したいと思っています。また、今後またもし災害が起きてしまったとしても、それによって子どもたちが何かを諦めなくてはならない状況をつくらないように、今回の知見も生かして**平時からの体制作り**に取り組んでまいります。

一般社団法人第3職員室

ユースのリビング及び能登半島ユースワーク連携会議

【この事例の詳細はこちら】



事業目的

2024年1月1日に発生した能登半島地震で被災した子ども若者が、突然の被災により「あたりまえ」の環境を失ってしまい、**孤立や過度なストレスに晒される恐れ**がありました。また、刻々と変わる状況の中、能登半島で**被災した子ども若者向けに活動する団体同士で密な情報交換が必要**でした。

事業概要

10代の居場所「ユースのリビング」を設置し、ユースワークの手法を用いてサポートを行いました。遊びや雑談、イベントに加え、学習支援のニーズにも寄り添いながら活動を展開しました。被災直後の不安定な気持ちを持つ時期に、年の近いスタッフや集まった同世代と過ごすことで、**安心感を得たり、これからについて考えられる場となるよう**に取り組みました。また、被災した子どもたちの支援を行う団体や人が毎週情報交換、意見交換を行う「**能登半島ユースワーク連携会議**」の運営も行いました。



活動の成果

県内2次・広域避難所で6000人以上おり、身一つで慣れない土地に避難をした親子等が多く金沢にいました。1月15日に居場所を開所し、**過4日程度開館し**続けてきました。子どもたちは、震災の体験など様々な話をしたり、即席の卓球を楽しんだり、親御さんからは「**子どもの笑顔を見て、震災後はじめて笑っていいと思えた**」などの声が届き、活動を頑張ってきて良かったと思えました。しかし、**本当の成果は、子どもたちが大人になったときに現れるもの**だと思います。連携会議では支援者も被災者であり、「この場が支えになっている」という声をもらいました。

実施時のポイント

○うまくいったこと
発災直後に実施できたこと。ボランティアのみなさんに感謝したいです。
○検討が必要なこと
1週間で住まいが変わる、集団避難に合流する、親の仕事が変わるなど、刻々と変化し、**必要な人に情報を届けることに苦労**しました。また、地元支援者も被災者であり、**支援者支援が大切**。

担当者の声

ホテルのキッチンで肩身狭そうに勉強している子を見て、2次・広域避難している中高生など10代に**居場所・機会・つながりを届けたい**と思い、発災直後から活動してきました。復興はこれからも長く続くので、今後も子どもたちに寄り添って活動していきます。

【参考情報：オンラインの可能性】

オンラインの居場所には、子ども・若者がどこに住んでいても、同じようにアクセスすることができるという特徴があります。また、特に支援のための専門性が必要になる場合など、必要な資源につながりやすくなることもメリットです。

一方で、オンラインにアクセスするための機材の用意や、安全性の確保など、考えなければならない新しい課題も出てきています。

バーチャル空間の活用など、技術の進歩に合わせ、オンラインの可能性はさらに広がっていくでしょう。



【事例紹介】

認定NPO法人キッズドア

子どものオンライン居場所事業

【この事例の詳細はこちら】

<https://kidsdoor.net/news/press/20240419.html>



事業目的

経済的に困窮する子育て家庭では、一般的な子育て家庭と比較して、デジタル端末保有状況、オンライン環境等の状況に格差があるのではないかと仮説に基づき、実態把握の為に調査を実施し、調査結果をエビデンスに、困窮子育て家庭のデジタル環境やニーズに適合したオンライン居場所のあり方や運営方法等を検討することを目的とした。

事業概要

1. 困窮子育て家庭のデジタル環境やオンライン居場所へのニーズ等を把握するためのアンケート調査
2. アンケート調査で把握したニーズを踏まえたオンライン居場所の設計・試行的運営
3. オンライン居場所のあり方の検討と、広く社会に向けた事業成果の発信
4. 有識者会議の設置



活動の成果

困窮子育て家庭ならではのオンライン居場所のニーズや懸念点を把握することを目的として調査を実施し、保護者より916件、高校生世代の子どもより140件の回答があった。調査から、オンライン環境を整えるところからの支援が極めて重要であることが分かった。

調査結果を反映した全5種類のオンライン居場所を提供。調査、検討、オンライン居場所の運営等について、事業成果報告会をオンラインで実施し、多様な参加者に向けて情報発信を行った。本事業の実施にあたっては、調査の設計・分析、オンライン居場所の設計、オンライン居場所の運営結果の分析等について、有識者の助言を得た。

実施時のポイント

実態把握の為に調査を行い、運営の検討に役立てたことで効果的な居場所の試行ができた。さらに、調査・分析、居場所の設計にあたり、有識者の助言を得ることで、検討の精度を上げることが出来た。

担当者の声

経済的に困窮している家庭に対しては、オンライン環境を整えるところからの支援が極めて重要であり、不登校支援以外の、体験の格差を補うような支援も効果的であることが分かった。そのためにも、経済格差を、オンライン上の学びや体験の格差につなげないようにするための支援が、今、まさに求められている。

第3章

こどもの居場所づくりを進めるために具体的にできること

1. こども・若者にできること
2. 地域のおとなにできること
3. 居場所づくりの実践者にできること
4. 自治体職員にできること

1. こども・若者にできること

本項のはじめに

こどもの居場所づくりの取組では、こども・若者の皆さんの主体性を大切にすることが重要だとされています。このため、こどもの居場所づくりに取り組むために、居場所に皆さんがどのように関わるかが重要になります。

以下に書かれている内容は、義務としてやらなければならないものではありませんが、身体的・精神的・時間的な余裕があるときに、少し意識してもらいたいものを挙げています。

こどもの居場所づくりは、こども・若者が「居たい」「行きたい」「やってみよう」と思える場をつくる取組ですが、居場所づくりに取り組んでいる担い手（おとなをはじめとする第三者が多い）は、こども・若者が求める場のあり方を把握しきれていない場合もあります。このため、居場所づくりに取り組むにあたっては、居場所づくりの担い手が、こども・若者の皆さんがどんな場を求めているのかをしっかりと把握しながら取り組んでいく必要があります。このため指針では、居場所づくりの担い手側に、こども・若者の皆さんが「意見を表明しやすい環境づくりを行う」ことを求めています。

これに関連して、こども・若者の皆さんには、どんな場を求めているのか、どのように関わって欲しいのか等、居場所づくりの担い手に率直な意見を伝えていただけないでしょうか。意見を言いにくいと感じることもあるでしょうし、無理をする必要はありませんが、どのような場を求めているのかについての意見を伝えてもらい、可能であれば居場所づくりの取組にも関わっていただくことは、居場所をみがき、より良いものにしていくことにつながります。



また、こども・若者の居場所は、皆さんの権利が守られる場でなければなりません。こどもの居場所づくりに関わるおとながこどもの権利について理解することはもちろん、こども・若者自身も自分の権利について知り、権利を侵害

された場合にどのように対応すれば良いかを学ぶことも大切です。例えば、安全・安心な環境の場に居ることを保障されることも、居場所がどのような場になって欲しいのかについての自分の意見を伝えることも、子ども・若者が持つ権利です。権利について知ることは、皆さん自身が居場所づくりの主人公となっていくための第一歩です。

【指針本文をチェック！】

- 第3章 2 (1) 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所
子ども・若者の声を聴くことの重要性を指摘し、居場所づくりの担い手に、「意見を表明しやすい環境づくり」に取り組むよう求めています。
- 第3章 2 (2) 子どもの権利の擁護
子どもの居場所づくりにおいて、子どもの権利が守られることが重要であることに触れています。また、子ども・若者自身が子どもの権利について学ぶ機会を設けることが重要であることも指摘しています。
- 第3章 5 (1) 安全・安心な居場所づくり
子ども・若者にとって、安心・安全な場で過ごすことは権利として位置づけられることが記載されています。また、居場所においては、威圧的に扱われる等、そこに居ることによって不安や恐怖を感じるものがあってはならないことが明記されています。



【事例紹介】

大阪府池田市

プレイパークを核とした子どもの居場所づくり推進並びに子どもの声を届ける分野横断型の連携体制構築事業

【この事例の詳細はこちら】
<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkai/tiikikyoku/seisyonen/1572332471610.html>



事業目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、子ども同士が遊びを通じて学び合う環境が失われ、地域コミュニティが子どもの育ちを支えることが困難になってきているなかで、**行政・地域住民・NPO が連携し、市内各所でプレイパークを実施することで、全ての子どもが自由に安心して過ごせる居場所を提供する。**

事業概要

子どもたちが自由に外遊びができる場として、**常設を想定した基幹となるプレイパークに加え、プレイカー（専用車両）を活用した出張型のプレイパーク**を市内の都市公園等で定期的に開催した。また、プレイパークを理解している福祉領域の専門家（ソーシャルワーカーやカウンセラー等）やユースワーカーを現場に配置するとともに、それらのスタッフがプレイパークを利用する子どもや保護者と交流する中で、**利用者の意見や願いを拾い上げ、行政など各分野の関係者で横断的に共有し、施策に反映させるためのプラットフォーム**を試行的に立ち上げた。



活動の成果

拠点型と出張型のプレイパークを組み合わせることは、拠点となるプレイパークに地理的に来場できない子どもに対しても、**必要な居場所を提供するというアウトリーチ型の支援**として有効である。他方、プレイパークを利用する子どもの保護者同士で交流が生まれたり、近所の高齢者が子どもに昔遊びを教えたりするなど、**地域における新たなつながりづくりの場**となっていた。また、各自治体でこども計画の策定が求められる中、**子どもの意見聴取の試みや、庁内の連携協力体制の構築など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みの土壌を作ることができた。**

実施時のポイント

実際にプレイパークの会場となる公園等の周辺住民に対し、取り組みに関する事前周知や開催中の声掛けを積極的におこない、**地域住民の方々の理解促進に努めたこと**で、事業の円滑な実施につながった。また、**あらかじめ地域住民の賛同や協力を得ておくこと**は、将来における事業の継続性という観点からも非常に大切である。

担当者の声

今回、実際にプレイパークを実施した地域の住民の方から、「今後もぜひ続けてほしい」という声をいただいたことから、プレイパークが子どもたちにとっての居場所のみならず、**見守る側の大人たちにとっても、人とのつながりを持てる、心安らぐ場所**になっていると感じた。

京都府京都市

京都市立伏見工業高等学校及び京都奏和高等学校における居場所づくり事業

【この事例の詳細はこちら】
<https://kyoto-ys.org/index.html>



事業目的

生徒が自由に過ごせる居場所を校内に設置し、**生徒が抱える課題の早期発見及び不登校の未然防止に向けた研究を実施することを目的**に、令和元年度より、伏見工業高校定時制、西京高校定時制で居場所づくり事業を実施。京都奏和高校開校後も引き続き取り組み、事業成果をさらに普及させるとともに、**居場所の環境整備を充実させるため、本事業に申請。**

事業概要

同一敷地内に併設する、京都市立伏見工業高等学校及び京都市立京都奏和高等学校において、両校の生徒を対象に、**両校の共用施設にて「憩いの場（居場所カフェ）」を設置し、生徒が気軽に参加でき、安心して過ごせる場を提供し、学内外の多様な大人とのつながりをつくることで、生徒が抱える困りの早期発見・対応につなげるとともに、進路等に対して知識と理解を深める機会の提供を行うなど、中途退学の未然防止等につなげる。**「憩いの場」は原則週1回開設・運営し、月1回程度、大小問わず企画イベントを実施。



活動の成果

令和5年度は上半期だけでも計29回実施しており、週1回以上の頻度で実施することで、**互いに顔と名前がわかる関係性の構築**につながっている。また、新入生向けオリエンテーションや新入生限定回の実施等、入りやすい入口づくりを意識することで、**参加経験のある生徒は全体の約6割**に上る。大学生ボランティアらとともに運営しており、彼らは生徒にとって少し年上の存在で、気軽に身近な話題等（友人、進路、趣味、恋愛等）を話すことができ、**そこでの生徒対応を毎回記録し、教員へ共有するなど、学校と連携した体制づくり**によって、生徒の困りの早期発見・対応にもつながっている。

実施時のポイント

多様なニーズに応えられるよう、憩いの場は、一人でも気軽に來ることができ、体験・交流イベント等では、**地域団体や市内学生の協力を得て実施するなど、多様な関わりが生じるようデザイン**している。生徒は“今・そのとき”の気分や状況で参加を考慮することが多く、申込制でも当日参加可にするなど**柔軟な対応が必要**である。

担当者の声

憩いの場で過ごす生徒のほか、部活動や委員会の前に飲み物をもらいつつ、話しにくる生徒もおり、**生徒にとって校内の居場所として1つの選択肢**になっている。校内で多様な過ごし方ができること、大学生ボランティアをはじめとした多様な人に出会えることに価値があると感じている。

千葉県千葉市

子どもたちの森公園夜間居場所運営事業

【この事例の詳細はこちら】
<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/yakanibasho.html>
(千葉市該当ページ)
<https://pew.or.jp/> (NPOプレイフルエンタープライズわかばHP)



事業目的

本市では、学校でも家庭でもない第三の居場所として信頼できる大人が子どもを見守る「どこでもこどもカフェ」事業を推進しているが、特に放課後から夜にかけて、大人がいない状態で過ごす子どもを対象とした居場所のニーズや課題等について現状把握を行うため、NPOと協力し、本事業を実施することとした。

事業概要

週5日間プレーパークを開催している子どもたちの森公園（千葉市若葉区源町）の事務所であるリーダーハウスにおいて、毎週金曜日・日曜日の17時から19時30分まで保護者の同意のもと、無料で小学生から高校生が勉強や遊び等自由に過ごすことのできる居場所を運営した。運営にあたり、子どもを見守る大人を2名配置するとともに、ゲームや軽食等も準備した。運営期間中、参加者へのアンケートやヒアリング等の手法を用いた実態調査を行い、利用者の傾向や利用する理由、居場所に対する思い等を把握した。



活動の成果

モデル事業の実施にあたり、共働き家庭やシングル世帯に属する子どもの利用が多いことを想定していたが、実際には共働き家庭等以外の家庭で育つ子どもの利用も多く、**利用者は利用にあたりスタッフや他に利用することとの交流を求めており**、本事業はそのニーズに応えるものとして、有効性が認められた。また、年齢の違う子どもやスタッフとふれあう中で、他人との接し方を学び、家族に対する思いや悩みを相談する様子や、子育てに悩む保護者がスタッフに居場所での様子を聞く場面が確認でき、**子どもの成長や保護者への支援に資する効果も認められた。**

実施時のポイント

事業の委託先であるNPOは、長年にわたり当該地区のプレーパーク業務を受託しており、**地域住民と良好な関係を築いていたことが多くの利用につながったものと考えられる。**一方で、にぎやかな場であることが、中学生以上の利用が少ない理由と考えられることから、**複数の部屋を準備することが望ましい。**

担当者の声

子どもの多くは他人との交流を求めているものの、**実施地域との信頼関係を構築している団体や町内自治会等の地域団体以外の団体が運営する場合、利用者が少ないことが想定される**ことから、子ども食堂や無料塾等との連携等複合的な取組みが効果的と考えられる。

【参考情報：子ども・若者が 見つけやすい居場所】

「自分の地域で、子ども・若者の居場所をどうやって探せば良いのか」というお問い合わせをいただくことがあります。どんなに良い居場所であっても、子ども・若者が見つけ、つながることができる場でなければ意味がありません。

子ども・若者が見つけやすい場になるためには、その地域の居場所に関する情報を集約し、居場所マップやポータルサイト等を作ってくださいことも効果的です。また、知っていても遠くて通えない場合や、開所している時間に行くことができない場合等も考えられます。出張型の居場所づくりの取組や、子ども・若者の移動手段の確保、子ども・若者がアクセスしやすい開所時間の設定等も、重要な取組になります。



2. 地域のおとなにできること

指針では、こども・若者の居場所づくりを推進していくにあたって、地域住民の役割に言及しています。居場所づくりの取組は地域全体に関わり得るものでもあるため、一部の人だけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。居場所づくりを推進していくためには、地域で広く様々な人に知ってもらい、応援してもらうことが必要です（【参考情報：居場所づくりの広報・啓発】参照）。

地域住民の役割といっても、必ずしも何か大きな負担を担っていただく必要はありません。こども・若者の居場所づくりに取組に参加していただいたり、地域でこどもの見守りの活動をしていただいたり、積極的に活動することが難しい場合であっても、こども・若者の居場所づくりという取組に関心を向け、様々な場所で話題に出していただくだけでも、居場所に関する情報を多様な人々の間で共有していくことにつながり、「ふやす」や「つなぐ」といった、居場所づくりを推進していくことにつながり得ます。また、こども・若者の居場所は物理的・空間的な場所に限らず、こども・若者自身がその場所・時間・人との関係性を居場所と考えれば、そのこどもにとっての居場所となります。言い換えれば、おとなの側が意識していなくとも、日常的に関わるこども・若者がいる場合、おとなの存在そのものが居場所となっている可能性もあります。ご自身のこども・若者との関わり方を振り返りつつ、居場所づくりへの無理のない関わり方を考えていただければ幸いです。

また、こども・若者の居場所が、こども・若者のみならず、地域の中で多世代の交流やつながりが得られる場となっていくこともあります。こども・若者にとっても、居場所に行くことを通して地域の多様な人々とつながっていくことは、地域全体が安全・安心な居場所となることにもつながります。こども・若者のためにと思わず、まずは皆さん自身が楽しんで、そうした交流の場に積極的に参加してみてください。

【指針本文をチェック！】

➤ 第2章 2 こどもの居場所の特徴

こどもの居場所の特徴の一つとして、「地域づくりにつながるものであること」に言及しています。その中で、こども・若者の居場所が、こども・若者のみならず、地域住民の交流の場になり得ることにも触れられています。

➤ 第2章 4 (1) 本指針の性質

指針の内容を推進していくにあたり、地域住民を含め広く多様な人々に指針の内容を理解していただくことが重要であるとしています。

- 第2章 3 こどもの居場所づくりとは

居場所づくりを目的としていないが、結果として居場所となっている場があることに言及し、教育、福祉、医療など子ども・若者に関わる幅広いおとなが、居場所を担い得るという自覚を持つことが重要であるとしています。
- 第3章 2 (3) 官民の連携・協働

地域全体に開かれた交流機能を持つことで、子ども・若者の居場所が、地域コミュニティの維持・発展などにつながり得ることを指摘しています。
- 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

地域住民の役割として取組への関心と理解を深めることとともに、取組への参加など積極的な役割が期待されるとしています。

【参考情報：居場所づくりの広報・啓発】

地域住民等、広く多様な人々にこどもの居場所づくりの取組について知り、関心を持っていただくため、こども家庭庁では動画やパンフレット等の広報・啓発資料を作成し、ホームページ等で公開しています。ぜひご覧ください。

「こどもの居場所づくり」の広報・啓発資料について
※ こども家庭庁ホームページで公開

内容	訴求対象
啓発動画（縦版）	子ども向け
啓発動画（横版）	一般向け
指針解説動画	子ども向け
指針解説動画	一般向け
指針解説動画	地方公共団体・実践者向け

【パンフレット等】

内容	サイズ	ページ数
パンフレット	A4	20ページ
チラシ	A4（拡大印刷も可）	2ページ（両面1枚）




上：チラシ
左：啓発動画（横版）サムネイル



【資料はこちらの二次元コードか、こども家庭庁のホームページからご覧ください！】

3. 居場所づくりの実践者にできること

こども・若者を取り巻く環境や、こども・若者自身が変化していく中で、こども・若者の居場所であり続けるためには、居場所も変化・改善し続けていく必要があります。このため、地域でこどもの居場所づくりに取り組んでいただいている実践者の方々には、まず何よりもご自身の実践を「みがく」取組を継続していただくことが重要です。

居場所を「みがく」ためにはまず、その居場所に来ているこども・若者の声を聴き、こども・若者が何を求めているのかを常に確認しながら、居場所づくりに反映させ続けていくことが必要です（「声を聴く」ことについては、この解説書の第2章の2をご覧ください）。さらに、居場所づくりの実践者同士や、関係する様々な機関との連携を図ることも重要です。そうしたネットワークを基に意見交換・情報共有をすることによって、こども・若者への接し方について学び合い、相互の居場所をみがき合うことにつながります。また、ネットワークの中で、地域のリソースについての情報等を共有・発信することで、近隣で新しく居場所づくりを始めようとする人を後押しし、居場所を「ふやす」ことや、情報を得たこども・若者を居場所に「つなぐ」ことにもつながります。

上記のような取組を継続的に行っていくためには、定期的に自身の取組を「ふりかえる」ことが有効です。実践を検証するための指標を一律に設定することは困難ですが、こども家庭庁においては、参考としていただけるような指標案の作成を進めています（2025年3月時点。作成後はこども家庭庁のHPに掲載します）。こうした指標等もご活用いただきつつ、居場所を定期的に検証いただくことが重要です。

改めて、「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の各視点から、実践者の役割を整理すると、以下のようになります。

- 「ふやす」：地域のリソースや、居場所づくりのノウハウ等の情報を集約・発信することで、既存の取組を発展させていくとともに、新たな担い手を支える。
- 「つなぐ」：居場所に関する情報発信を行うことで、こども・若者が居場所を見つけやすい環境づくりを行う。また、地域の実情を把握し、情報共有しながら取り組むことで、地域全体で全てのこども・若者が居場所を見つけることのできる環境づくりを推進する。
- 「みがく」：こども・若者の声を聴いて取組を見直し続けるとともに、実践者や関係諸機関が集まって学び合う機会を設ける等をして、こど

も・若者の居場所であり続けることができるよう、居場所を改善し続ける。

- 「ふりかえる」：定期的に自分たちの実践をふりかえり、検証する機会を設ける。

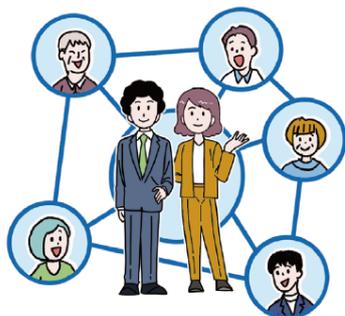
【指針本文をチェック！】

- 第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点
「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の4つの基本的な視点について解説し、それぞれの視点から期待される行動を紹介しています。
- 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割
こどもの居場所づくりの担い手である民間団体の役割として、指針の理念を踏まえたうえで、地域の実情に応じた取組を関係者と連携して実施することが重要だとしています。
- 第5章 3 施策の実施状況等の検証・評価
こどもの居場所づくりの検証に資するよう、国が評価指標等を設定することとしています。こども家庭庁は令和6年度調査研究事業として「こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究」を実施し、評価指標案の作成に取り組んでいるところです。

【参考情報：コーディネーターの役割】

こども家庭庁では、地域全体でこどもの居場所づくりに取り組む体制をつくるため、地域の人々をつなぎ、地域全体でこどもの居場所づくりに取り組む機運をつくる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置に対する支援を実施しています。コーディネーターが配置されている地域では、地域資源についての照会や、運営上の課題について等、まずはコーディネーターにご相談いただくと良いでしょう。

コーディネーターの配置に関する国の支援については、【参考情報：居場所づくりを推進するための予算事業（33ページ）】でご紹介しています。



「こどもの居場所づくりコーディネーター」の業務(例)

- ①居場所に関する地域資源の把握
- ②居場所や関係機関などのネットワーク形成
- ③その他、地域の実情に応じて行う業務

4. 自治体職員にできること

こども・若者の居場所づくりは地域の中で多種多様に取り組まれていくことが望ましいことから、自治体職員には、地域全体に目を向けて居場所づくりを推進していくことが求められます。こども・若者の居場所づくりに関わる領域は多岐に渡るため、まずは、福祉部門と教育部門をはじめ、関係する各部署が連携できるような体制づくりを進める必要があります。また、民間で取り組む各種団体も含め、こども・若者の居場所づくりの関係者による協議会など、ネットワーク組織を構築していくことも重要です。さらに、地域全体でこども・若者の居場所づくりを計画的に進めていくためには、こども基本法で各自治体に作成するよう求められているこども計画の中に居場所づくりを位置づけることが求められます。自治体におけるこども計画において、居場所づくりの記載を確認していただき、もし記載が不十分である場合は、その地域の実践者等と連携しながら、記載の追加をご検討ください。

居場所づくりの取組を計画的に進めていくためには、居場所づくりの実践者や、これから居場所づくりに取り組もうとしている人々の取組を支援することも重要です。特に自治体職員には、その地域で生活するこども・若者のニーズや地域資源などの実態を把握するための調査を行い、集めた情報を活用しながら居場所の所在地を一目で把握できるマップを作るといった取組を進めることが求められます。

個々の居場所への関わり方については、より専門的で個別性の高い支援が必要とされるターゲットアプローチの居場所について、公的な関与の必要性が高いと考えられますが、児童館のように、全てのこども・若者を対象としたユニバーサルアプローチの居場所であっても、自治体が直接管理・運営をすることがあり得ます。どちらにしても、その居場所を地域における拠点としながら、地域全体に目を向けた取組を推進していくことが重要です。

【指針本文をチェック！】

➤ 第3章 2 (3) 官民の連携・協働

こどもの居場所の中には、児童館のように自治体が主体となって取り組んできたものもあることや、居場所づくりにあたっての官民の連携の重要性に言及しています。また、ターゲットアプローチの居場所ではより公的な関与の必要性が高くなることも指摘しています。

➤ 第3章 3 (3) 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成

居場所の取組を円滑に立ち上げるためのサポートが重要であり、またその際自治体の役割が重要であることを指摘します。

- 第3章 4 (1) こどもがを見つけやすい居場所づくり
自治体の役割として、地域全体で居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイト等で可視化することの重要性を指摘しています。
- 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割
規模ごとの行政機関（市町村／都道府県／国）の役割について記載されており、特に市町村においては、必要に応じて中間支援組織を活用しつつ、こどもの居場所づくりを計画的に推進することが重要だとしています。
- 第5章 2 地方公共団体における推進体制
福祉部門と教育部門の連携など、居場所づくりを推進するための体制作りが重要であることに触れています。また、こども計画に居場所づくりを位置づけることの重要性にも言及しています。

【事例紹介】

鳥取県鳥取市

麒麟のまち地域食堂フォーラム



事業目的

鳥取市における地域食堂の充足率の高さを実現している要因や、地域食堂及びネットワークの形成過程や推進状況等を把握し、**地域における居場所の普及定着を図るために必要なコーディネーター機能を明確にし、各自治体関連団体で共有して、圏域全体の充足率向上につなげることを目的として実施した。**

事業概要

1. 鳥取市の形成過程・推進状況の把握
 - (1) 全国の中核市へのアンケート
 - (2) 地域食堂運営団体へのヒアリング
 - (3) 地域食堂における寄付食品の活用実態に関する研究
2. 検討会の実施
 - (1) 各アンケート等の分析
 - (2) 地域コーディネーター事業指標一覧の検討
3. フォーラム等の実施
 - (1) 本事業をとおしての分析結果やノウハウを共有するフォーラムの実施
 - (2) フォーラム採録記事を掲載し、広域エリアへ周知



活動の成果

- ① 地域食堂の充足率には、行政による直接支援の影響は少なく、**中間支援団体への支援や首長の推進表明**が大きく影響している。
- ② 地域食堂において包括的かつ伴走型の支援が行われており、**地域食堂の活動が、地域や社会にとって重要であるとの価値**を地域食堂の運営団体で共有できている。
- ③ 地域食堂で使用される食材のうち、**重量・カロリー面で約80%、価格面で約90%**が、中間支援団体である地域食堂ネットワークより提供されている寄付食材で賄われている。

実施時のポイント

事業を実施することにより、**地域における居場所の普及定着を図るためのコーディネーター機能の必要性や地域資源のネットワーク化を効果的に進めるためのノウハウの可視化**を図った。併せて、地域食堂推進のための官民連携の意義とあり方を明確にし、**圏域全体の充足率向上につなげることを目指した。**

担当者の声

中核市アンケートや地域食堂運営団体へのヒアリングを通して明らかになった成果を基に、本市の地域食堂の居場所としての意義や内容、今後の展開等についてさらなる深化を目指し、**食で繋がるプラットフォームとしての地域食堂の基盤を確立させていきたい。**

32

【参考情報：居場所づくりを推進するための予算事業】

こども家庭庁では、こどもの居場所づくりを地域の実情にあわせた形で進めていただくために、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」や「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」といった予算事業を実施しています。自治体職員の皆さんは、ぜひこれらの事業をご活用いただき、居場所づくりの取組を推進して行ってください。

「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」では、以下の3つのプログラムを提供しています。

① 実態調査・把握支援

地域で求められている居場所を検討するために必要な、地域の実情やこどもたちのニーズに関する調査の取組を支援します。

② 広報啓発活動支援

居場所に関するマップの作製等、こどもが必要に応じて居場所を見つけることができるようにする取組を支援します。

③ NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO等が実施する居場所づくりに関する先進的な取組を支援し、他の地域でもモデルとなる事例の情報を収集します。

この解説書で紹介している全国の先進事例は、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」のうち、モデル事業のプログラムを活用していただいたものを掲載しています。

また、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」では、地域全体でこどもの居場所づくりに取り組む体制をつくるため、地域の人々をつなぎ、地域全体でこどもの居場所づくりに取り組む機運をつくる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置に対する支援を実施しています。

「こどもの居場所づくりコーディネーター」の役割や具体的な業務内容は、地域性の影響を受けて変わり得ますが、多くの人々が居場所づくりに関わることができる仕組みづくり（【ふやす】）や、こども・若者にその地域の居場所に関する情報を届ける取組の推進（【つなぐ】）、各居場所の実践者や地方自治体の担当者等の対話を促進し、連携・協働によって地域全体でこどもの居場所づくりを推進する風土の醸成（【みがく】）等が考えられます。

こども家庭庁 子どもの居場所づくり支援体制強化事業 成育局 成育環境課

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援
居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援
こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。
<広報啓発の取組例>
・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
・居場所マップの作製・配布
・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）
NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。
<想定されるテーマ例>
・早朝のこどもの居場所づくり
・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
・ユースを中心とした居場所づくり
・居場所づくりに関する中間支援 等

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援
【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援
【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）
【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）
※同一団体の同一事業は採択しない。

こども家庭庁 子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業 成育局 成育環境課

令和7年度当初予算案 8.8億円（－）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーク、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるとこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情に応じて行う業務

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村
【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1 実施主体あたり）
16,084千円（3名以上配置の場合）
10,848千円（2名配置の場合）
5,328千円（1名配置の場合）
ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）
50千円

児童館
放課後児童クラブ
子ども食堂

結果として居場所となっている事例

その他の多様な居場所づくり

学習・生活支援
民生委員児童委員
オンラインの居場所
関心を持つ地域住民

地域全体に目を向けて環境整備を行う人員配置【コーディネーター配置支援】

- 地域の実情を把握し、居場所づくりのための環境づくりを推進するコーディネーターの配置
- コーディネーターの業務
 - 居場所に関する地域資源の把握
 - 居場所や関係機関等のネットワーク形成
 - その他、地域の実情に応じて行う業務

個別のニーズに対応する居場所

全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

【事例紹介】

福岡県北九州市

中間支援組織を活用した プレーパーク開催支援システム構築事業

【この事例の詳細はこちら】



事業目的

令和4年8月からNPO法人等と今後の「プレーパーク」のあり方の検討を行い、令和6年度には、プレーパークの開催スキーム案の作成、公園を利用したプレーパーク開催の仕組み作りを行った。
今後、地域住民が主体となり、公園を活用してプレーパークを開催していくために「**地域における開催団体の組織化**」と「**専門職であるプレーリーダーの配置**」といった課題に対して、**本市と中間支援組織が連携して対応する。**



事業概要

- ① **団体組成ワークショップ**
地域におけるプレーパーク開催団体の組織化を支援するワークショップの開催。「プレーパークってなあに?」「プレーワーク入門」「おもちゃ&遊び場グッズづくり実習」「スキルアップ研修」「居場所ってなあに?」等を題材とした。一部題材では、外部の方に講師として講演を依頼した。
- ② **プレーリーダー養成講座**
中間支援組織を主体としたプレーリーダー派遣制度を整備するため、リスクマネジメント・エリアマネジメント等の講座を実施。13名が受講し、修了証等を交付した。
- ③ **開催支援マニュアルの作成**
ワークショップ開催後の参加者アンケートや活動状況のフォローアップを行うことにより、ワークショップの効果を分析し、次年度以降の施策に反映する基礎資料を作成。

活動の成果

- ・団体組成ワークショップでは、中間支援組織が、5項目の題材の中からそれぞれの地域に合った題材を選択し、開催した。
- ・プレーパーク開催者や参加者の声を聞きながら、**プレーパーク開催に向けた環境づくり**を行うことで、プレーパーク普及に必要な**中間支援組織の体制づくり**につながった。
- ・プレーパーク活動自体は「民」のものであるという立場に立ちつつも、地域とのつなぎ等については、行政が必要に応じて介入することで、**実施主体と地域住民と良好な関係を築くことができる。**

実施時のポイント

- ・プレーパーク活動を広く知ってもらい、協力してもらうためには、**地域住民をうまく巻き込むための工夫**が必要である。
- ・地域の自治会長や市民センター館長等の協力範囲については、**大きな負担とならないもの**を想定する（プレーパークとして公園を利用することについて理解を得る程度で十分機能する）。

担当者の声

- ・開催頻度を増やし、内容を拡大していくためには、**協力してくれる大人の確保**が課題となる。
- ・「プレーパーク」そのものへの認知度が低いため、今後も出張型のプレーパーク活動やワークショップ等により、周知を図る活動の継続が必要である。

宮崎県三股町

NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業



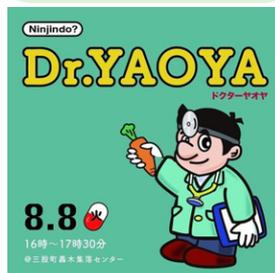
事業目的

地域における多様な場から居場所が生まれるような環境づくりを実践し、**多様な人たちが居場所のつくりやすい地域を目指す**ことを目的とする。



事業概要

- 地域における多様な場から、居場所が生まれるような環境づくりを実践し、多様な人たちが居場所のつくりやすい地域を目指すことを目的として、**コーディネーターを配置**し下記の事業を実施。
- ①地域の自然環境を生かしたプレーパーク（冒険遊び場）の住民主体モデル事業の実施
 - ②閉所状態にある児童館の有効活用の住民主体モデル事業の実施
 - ③地域における住民主体の場づくりの普及定着を図るためのコーディネート事業の実施



活動の成果

- 閉所状態にある児童館の有効活用の住民主体モデル事業の実施
地域の子供へのアンケート調査で、「行く場所はどこか?」の問いに、**回答が多かったのは公園や広場**だった。三股町の閉所状態にある公共施設は広場や公園が隣接されている場所が多い。だからこそそういった**公共施設を新たに開くことができれば、子供の居場所を増やすことができる**のではないかと考えていた。本事業では、閉所状態の児童館をドクター八百屋というイベント型で回るプロジェクトと、フリースクールを検討していた地域住民の活動場所として閉所状態の児童館を開くという2軸で動かし、居場所ができた。

実施時のポイント

再現性を高める上では、**行政側の公共施設の運用の柔軟性が重要**になってくると感じた。本町の場合は柔軟な対応によって新たなプロジェクトが実施されたが、行政側の考え方によっては難しい部分もあると感じた。

担当者の声

こどもの居場所をつくるには、子どもだけではつけない。**大人の活動の場、大人の居場所が増えれば結果的にこどもの居場所も増える**ことが分かった。特に地方のような社会資源等のリソースが限られた地域では**ターゲット層を絞る場づくりよりも拡げる場づくりが必要**だと感じた。

第4章

未来へ向けた取組

1. 主体的に居場所・地域をつくる
2. 居場所づくりに取り組み続ける

1. 主体的に居場所・地域をつくる

こども・若者にとって、自分の居場所だと感じる場が失われないことが重要であり、居場所づくりの取組にとって、持続可能性はとても大切な要素となります。このため、居場所づくりに取り組む自治体職員やコーディネーターは、地域のリソースを把握した上で、実践者や地域住民と連携しつつ、当事者となるこども・若者はもちろん、居場所づくりの担い手の自主性・主体性を尊重しながら、その地域で無理なく継続できる取組のあり方を検討していくことが必要になります。

自治体職員をはじめ、居場所づくりに関わる皆さんには、指針によって「何をしなければならなくなったか」ではなく、指針を踏まえて、こども・若者の居場所づくりに向けて、「何ができるのか」を考えていただければ幸いです。

具体的にどういった取組が「無理なく継続できる」ものになるかは、それぞれの地域の実態によって異なりますが、人的・物的・経済的支援だけでなく、その地域の既存資源の活用、人材育成の機会や運営に関するノウハウの提供等を進めることが重要となる場合が少なくありません。

以下に【参考情報：この解説書で紹介している事例の一覧】として、この解説書に記載している事例の一覧と、取組の参考になるポイントをまとめてありますので、これらの事例を参考にさせていただき、ご自身の地域での次の一歩についてご検討いただくことも有効でしょう。

【指針本文をチェック！】

- 第3章 1 (3) 官民の連携・協働
官民の連携について言及する中で、特に課題の有無に関わらないユニバーサルな居場所については、地域コミュニティの自主性・主体性を尊重し、行政が後方支援をするべきであるとしています。
- 第3章 3 (2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり
既存の地域資源の活用について、児童館等の児童福祉施設だけでなく、社会教育施設、青少年団体、学校、社会福祉施設等、具体例を多数示しています。
- 第3章 3 (4) 持続可能な居場所づくり
居場所の持続可能性の重要性について言及し、持続可能になるために中間支援団体・自治体・国等がどのような役割を果たし得るかについて記載しています。
- 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

市町村・都道府県・国の役割について、市町村は関係者と連携してこどもの居場所づくりを計画的に推進し、都道府県は市町村の取組を支えるとともに広域的な環境整備を行い、国は市町村及び都道府県の取組を支えることとしています。

【参考情報：この解説書で紹介している事例の一覧】（P）

掲載ページ	実施主体	参考ポイント
11	一般社団法人にじーず	
11	神奈川県横浜市	
20		
20		
21	認定 NPO 法人キッズドア	
25		
25		
26		
32		
35		
35		
39		
39		

上記以外にも、様々な先進事例について、こども家庭庁のホームページで紹介しています。こちらからぜひご覧ください。



【事例紹介】

富山県朝日町

こどもの新たな居場所 「日本一子供の声でにぎやかな美術館」の実現

<https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/mirai/DX/2331.html>



事業目的

朝日町に令和5年7月にリニューアルオープンした「ふるさと美術館」に、世代を超えた関わり合い・コミュニケーションの活性化プラットフォーム「みんなび」を用いて、町内に点在するあらゆるこどもの居場所を学校から徒歩5分の美術館に集め、こどもの新たな居場所をつくる。



事業概要

コミュニティで創る学びあいプラットフォーム「みんなび」を発展させ、7月にリニューアルオープンした学校付近の美術館一体の複合施設「ふるさと美術館」で自然体験や地域交流等の様々なコンテンツ全9回実施した。コンテンツ内容としては、朝日町で自然学校教室を提供していた団体等に実施していただいた。コンテンツは町民、あるいは町に縁がありこの事業に参画したいという方々と共に提供し、親子参加も可能とし親子、地域の方、子ども同士と交流が広がった。また、交通手段の提供を行いあらゆるこどもが参加できるようにした。



活動の成果

●町所有施設との相乗効果

7月に町がリニューアルオープンさせた「ふるさと美術館」を単なるハコではなく、本事業を通じて親子の居場所として提供できたことで、本事業外でも、子どもが美術館に来て放課後の時間を過ごすなど、より親子にとって施設が身近になり、美術館事業との相乗効果を生み出すことができた。

●新たなこどもとの接点の場

子どもの居場所が不足している当町においては、これまで隣町に出かけて子どもを遊ばせたり、自宅でのみ子どもを遊ばせているという家庭が非常に多かったが、本事業を通じて町内に居場所を提供することで、これまで接する機会がなかった家庭との接点を創出することができた。

実施時のポイント

コンテンツは町民、あるいは町に縁がありこの事業に参画したいという多様な方々の提供によって、子どもの新たな居場所をみんなで創り上げることができた。また、コンテンツを通じこども自身が、先生役になりたいという声を大人がサポートしこども自らコンテンツ提供を実現することもできた。

担当者の声

美術館を新たな居場所にできた点はもちろんのこと、参加されたこども、保護者、コンテンツを提供していただいた多くの方、スタッフなど皆が「楽しく学びあう」ことができた事業であった。この経験をもとに「みんなび」を更なる発展に繋げていきたい。

宮崎県宮崎市

民間施設（コワーキングスペース）を活用した 中高生の居場所づくりモデル事業

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/support/support/379115.html>



事業目的

中高生が利用できる公的施設である児童館は、中高生から「小学生以下向けの施設となっており行きたいと思わない」と意見を聞いた。そのため、中高生が行きたいと思え、自分に合った過ごし方ができる施設（居場所）を提供し、また、多世代の人との交流を通して自己肯定感や社会性を育てるため、本事業を行った。



事業概要

中高生が行きたいと思える魅力的な施設として民間のコワーキングスペースを活用し、居場所として提供。また、定期的中高生対象のイベントを開催し、利用・交流の促進を行った。

【開設日等】 土日・祝日（10時～18時）

【過ごし方】

・ひとりで学習や読書、ゲームなど・友人とおしゃべり・施設スタッフへの進路相談・気になる職業や趣味について社会人から話を聞く（スタッフから驚き可能）

【イベント内容】

・ボードゲームイベント・デジタルアート体験・VR体験・進路相談会



活動の成果

アンケート回答から、利用する理由として「おしゃれな雰囲気」「集中して勉強できる」「他校との生徒と交流できる」などの過ごしたい場所としての回答が多くあり、また「前向きな気持ちになれる」「自分らしく過ごすことができる」などの自己肯定感が向上されている回答もあった。

【利用実績（R6.12月末時点）】 登録者数 546人

利用者数 1,391人（20.8人/日）

実施時のポイント

施設は通常社会人が利用しているため、中高生の席数を確保するためには社会人の利用が少ない日や時間帯を考慮して開設日を設定する必要がある。また、中高生の利用者数によってはお断りをする必要があるため、利用者へのリアルタイムでの周知方法等については事前に確認しておく必要がある。

担当者の声

コワーキング施設の利点は、スタッフや社会人、他校の生徒など様々な人と交流ができることであるが、交流するにはスタッフとの信頼関係を構築する期間が必要であると感じた。経過と共にスタッフとの会話が増えてきており、継続して実施し、さらに効果を検証していきたい。

2. 居場所づくりに取り組み続ける

こどもの居場所づくりを推進する指針が目指す未来は、こども・若者の居場所づくりが地域社会で多種多様に取り組み、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるようになることです。そのためには、多くの人に居場所づくりについて関心を持っていただき、できる範囲での関わり方を模索していただくことが重要です。

また、こども・若者の居場所は変化しやすいものであり、一度こども・若者自身が居場所であると認識しても、成長や環境の変化によって居場所ではなくなってしまうこともあります。こども・若者の居場所であり続けるためには、こども・若者に居場所と認識し続けてもらえるよう、居場所を「みがく」取組を継続する必要がありますし、場合によってはより適切な居場所につながるような支援することが求められます。

指針も、居場所づくりの取組状況や、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直すことが定められています。個々の居場所をみがくためにも、また地域づくりを進め、地域全体をこども・若者の居場所としていくためにも、こども・若者の居場所づくりの取組に終わりはありません。

【指針本文をチェック！】

- 第2章 2 こどもの居場所の特徴
こども・若者の居場所の特徴として、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうか、成長等の要因で変化しやすいことに触れています。
- 第3章 5 「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる～
環境の変化やこども・若者自身の成長・発達に対応し、こども・若者にとっての居場所であり続けるためには、不断の取組が必要であるとしています。
- 第5章 4 指針の見直し
指針について概ね5年ごとに見直しを行うことが記載されています。

